

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン」の一部改正について

2022年12月26日

(下線部分変更)

改正案	現 行
<p>暗号資産の取扱いに関する規則</p> <p>第3章 新規取扱 (協会への届出)</p> <p>第5条 会員は、新たな暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協会が別に作成する審査報告書</li> <li>(2) 協会が別に作成する当該暗号資産及び暗号資産関連金融指標の概要説明書（以下「概要説明書」という。）</li> <li>(3) 当該暗号資産に関して顧客に開示・提供する資料等</li> <li>(4) 当該暗号資産に係るホワイトペーパーその他当該暗号資産の内容を説明した資料</li> <li>(5) 当該暗号資産の流通状況に関する資料（流通実績がある場合に限る。）</li> <li>(6) 当該暗号資産に関連する事件・事故に関する資料</li> <li>(7) 当該暗号資産を取り扱う暗号資産デリバティブ取引の概要書</li> <li>(8) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面</li> <li>(9) 当該暗号資産の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料</li> <li>(10) その他協会が提出を求める書面又は資料</li> </ol>	<p>暗号資産の取扱いに関する規則</p> <p>第3章 新規取扱 (協会への届出)</p> <p>第5条 会員は、新たな暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協会が別に作成する審査報告書</li> <li>(2) 協会が別に作成する当該暗号資産及び暗号資産関連金融指標の概要説明書（以下「概要説明書」という。）</li> <li>(3) 当該暗号資産に関して顧客に開示・提供する資料等</li> <li>(4) 当該暗号資産に係るホワイトペーパーその他当該暗号資産の内容を説明した資料</li> <li>(5) 当該暗号資産の流通状況に関する資料（流通実績がある場合に限る。）</li> <li>(6) 当該暗号資産に関連する事件・事故に関する資料</li> <li>(7) 当該暗号資産を取り扱う暗号資産デリバティブ取引の概要書</li> <li>(8) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面</li> <li>(9) 当該暗号資産の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料</li> <li>(10) その他協会が提出を求める書面又は資料</li> </ol>

- 2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議（取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。）を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始してはならない。
- 3 協会は、会員から届出のあった暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの適否を判断するために必要な調査を行った上で前項に基づく異議を述べるか否かの判断（以下「協会事前審査」という。）を行うものとする。
- 4 協会は、一定の会員について協会が所定の方法で指定する暗号資産を協会事前審査の対象外とする制度（以下「グリーンリスト制度」という。）を設けることとし、グリーンリスト制度において協会事前審査の対象外となる暗号資産及びグリーンリスト制度を利用できる会員（以下「グリーンリスト利用可能会員」という。）の判定の手続き等について、別途細則を定めるものとする。
- 5 協会は、一定の会員について特定の場合を除き協会事前審査を行わないこととする暗号資産自己審査（Crypto Asset Self Check）制度（以下「CASC制度」という。）を設けることとし、CASC制度において協会事前審査が行われる場合及びCASC制度を利用できる会員（以下「CASC認定会員」という。）の認定及び認定の取消し（以下併せて「認定」という。）の手続き等について、別途細則を定めるものとする。
- 6 会員は、協会が当該会員に対して行っ

- 2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議を述べた場合においては、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始してはならない。
- 3 協会は、前項に基づき異議を述べるにあたっては、会員から届出のあった暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの適否を判断するために必要な調査を行うものとする。

た、暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについての異議、グリーンリスト利用可能会員の判定又はCASC認定会員の認定（以下本条において「判断」という。）に疑義がある場合には、別途定める細則に従って異議の申し立てを行うことができる。

- 7 会員は、前項に基づく異議の申し立てにより判断についての疑義が解消されない場合、当該判断について「暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第7項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」に従い不服審査会に不服の申し立てを行うことができる。

#### 第4章 取扱開始後の対応

(情報の収集等)

- 第7条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に影響を及ぼすおそれのある情報の収集に努めなければならない。
- 2 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。
- 3 会員は、前項の場合において、当該情報を公表しないことにより顧客保護が図られないおそれが認められる場合には、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかに当

#### 第4章 取扱開始後の対応

(情報の収集等)

- 第7条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に影響を及ぼすおそれのある情報の収集に努めなければならない。
- 2 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。
- 3 会員は、前項の場合において、当該情報を公表しないことにより顧客保護が図られないおそれが認められる場合には、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかに当該情報を公表しなければならない。

該情報を公表しなければならない。

- 4 CASC認定会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱っている暗号資産について、協会が指定する事項に関する情報を記載した報告書を、別途定める細則に定める要領によって作成し、3カ月毎に協会に提出しなければならない。
- 5 会員は、協会が月次・年次統計を公表するため、あるいは定期・不定期に行う調査のために、デリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱っている暗号資産に関する取引状況等を、協会の指定する書式によって提出するものとする。

(取扱リスクの検証)

- 第8条 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、デリバティブ関連取扱暗号資産に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
- 2 会員は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合など当該デリバティブ関連取扱暗号資産の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
  - 3 会員は、前二項に基づいて改めて取扱暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を判断した結果、当該暗号資産が第4条各号のいずれかに該当すること又はその他の事情により、事後的にデリバティブ関連取扱暗号資産

(取扱リスクの検証)

- 第8条 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、デリバティブ関連取扱暗号資産に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
- 2 会員は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合など当該デリバティブ関連取扱暗号資産の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
  - 3 会員は、前二項に基づいて改めて当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を判断した結果、当該暗号資産が第4条各項のいずれかに該当すること又はその他の事情により、事後的にデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いが適切でない判断した

としての取扱いが適切でないと判断した場合には、第5章の定めに従ってデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを中止又は廃止しなければならない。

4 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始した暗号資産に関し、法令又は公序良俗に違反する方法での利用、犯罪への利用、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への利用等、国内でデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱われるにあたって不適切な状況がないことについて協会が随時モニタリングを行うことを了解し、かかるモニタリングに協力するものとする。

5 会員は、協会が、前項に基づくモニタリングの結果、不適切なデリバティブ関連暗号資産としての取扱いの状況があると判断した暗号資産について、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱っている会員に対し、当該会員が行った審査の妥当性を確認し、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いにあたっての付帯条件を設定し、あるいは当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの中止又は廃止を要請した場合、かかる妥当性の確認に応じるとともに、設定された付帯条件に従った当該暗号資産のデリバティブ関連暗号資産としての取扱いあるいは要請に従った当該暗号資産のデリバティブ関連暗号資産としての取扱いの中止又は廃止に向けた準備を開始するものとする。

6 会員は、協会が、前項に基づく付帯条件の設定あるいは取扱いの中止又は廃止の要請から一定期間経過後にその内容を全会員に通知した後は、設定された付帯条件に従った取扱いあるいは要請に従った

場合には、第5章の定めに従ってデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを中止又は廃止しなければならない。

取扱いの中止又は廃止を実施するものとする。

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン

#### 第5条関係

協会事務局では、提出された書類について所定の記載と手続きが満たされていることを点検し、かかる点検を終えた日を届出の受付日として処理します。届出の受付日以降、協会事務局は、提出された書類の内容に矛盾がないこと、合理的な判断に基づき審査報告書の所見が示されていることを主な観点とした確認を行い、個社における新規銘柄の取り扱いにあたって、顧客保護やAML/CFT、関連法令への抵触、自社リスク、その他の懸念や気づき等をどのように捉え対応しているかについても確認します。また、審査に必要な手続きや調査が行われているかについても、審査責任者へのヒアリングなどを通じて確認します。ただし、これらの確認については、等しく一律に行うのではなく、協会があらかじめ行う会員情報の把握と評価結果に基づき取り組みの内容に差を設けて対応することし、それを第4項に定めるグリーンリスト制度及び第5項に定めるCASC制度として制度化しました。これらの制度の具体的内容は別に細則でまとめられ第1種、第2種会員まで公開されます。審査報告書の内容に関し、不明な点等があった場合には、会員に再調査を依頼する場合があります。

なお、当局から事務局に対して点検、確認の状況の報告を求められた場合には、特別な事情の無い限り、これに応じて当局に回答します。

#### 第7条第4項関係

CASC認定制度に関する細則に定める基準に基づき、その状況が一定水準以上であると協会が認定したCASC認定会員は、新規取扱前に協会が行う確認・点検範囲が狭まり、その分を新規取扱後の活動のモニタリングや監査等によってみていく

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン

#### 第5条関係

協会事務局では、書類が提出された日を受付日、所定の記載と手続きが満たされていることを点検し終えた日を届出の受理日として処理します。点検作業については、提出された書類の内容に矛盾がないこと、合理的な判断に基づき審査報告書の所見が示されていることを主な観点とします。また、審査に必要な手続きや調査が行われているか、審査責任者へのヒアリングなどを通じて点検します。審査報告書の内容に関し、不明な点等があった場合には、会員に再調査を依頼する場合があります。

なお、当局から事務局に対して点検状況の報告を求められた場合には、特別な事情の無い限り、これに応じて当局に回答します。

こととなります。本項に定める定期的なレポートの作成・提出はこのモニタリングや監査等のベースとなる情報として取り扱われることとなります。なお、会員は、別に定める細則で指定されたフォーマットで報告を行います。

#### 第7条第5項、第6項関係

協会のWebサイトでは、法令に従って参考価格や、それに基づいて算出されるリスク想定比率等の表示を行っています。また本邦における暗号資産の取引にかかわる状況も公表をしています。これらを通して国内の暗号資産の動向を広く社会に発信することで、顧客に対する暗号資産に対する理解の一助としていることから、会員は顧客に対する情報提供の一環としてこれに取り組むことが求められます。

#### 第8条第4項関係

暗号資産の性質は、その性質上、期間の経過とともに変化することがあります。その変化によって、それまで問題がないと考えられていた暗号資産が、国内の暗号資産関連デリバティブ暗号資産としての取り扱いに不適切なあるいは不適切となる可能性がある銘柄になることが考えられるため、協会は、会員による取り組みとは別に、国内において暗号資産関連デリバティブ暗号資産として取り扱われている暗号資産のモニタリングを行います。